

第32回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成30年5月22日(火)午後1時30分開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員

【職 員】松下事務局長、丸山次長、近藤次長補佐 日出山課長補佐

〔協議事項〕

1 議運への提案の件について（報告）

- ・意見交換会の運用基準の変更を議運に提案し承認済み。
- ・議会発信の意見交換会も今後実施していく。

2 今後の議会改革について

会派持帰り分

- ・議員研修に関する内容を議会基本条例に追記する（案）

委 員）100%ではないが互助会の研修を基本条例の中に盛り込む方向で会派内での話を進めている。

例文内の変更求める→「能力と議員の資質向上を図るため」
第27条の2については一期目の議員対象ではなく全議員対象にしてはどうか？講師は局長ではなく議長？

委 員）特になし

委 員）特になし

委 員）資質向上を入れても可。

第27条の2についても全議員対象なら可。

委員長）具体的にどうするのか運用基準内で具体的に盛り込む

→各委員持ち帰り次回協議することで確認（案文可）

- ・委員間討議について（案）

委 員）委員会協議会自体が説明の場のため、協議会開催の2日前に申し入れるのはできないと考えられる事と、発言の記録等の扱いはどうするのか？

委員長）委員間討議は委員会開催にあたってのことであり、委員会協議会には該当しない。

委 員）2日前の申し入れでは不可能ではないかと考えられる事から、委員会協議会終了後の申し入れに変更することは可能か？

委員長）初めの段階では申し出書のような様式も必要であると考えられる。

申し出書がある事によって委員会付託をするかしないかの判断基準にもつながる。

委員) 2日前だけでなく、当日も申し入れを可能にしたいことと、委員会協議会終了後の付託について議論をするイメージをもっているが、棲み分けは？

委員長) 委員間討議は委員会での手法のため公開。

委員長) 委員間討議は合意形成を図っていくためのものである。

委員) 委員会協議会終了以降でも申し出書の提出ができるようにできないか？

委員長) 申し出書をとるのかとらないのか？

申し入れは2日前か当日か？

口頭での申し入れも可能か？

意見の集約を図るため、持ち帰り継続案件。

・ 請願陳情者の意見陳述について (案)

今の段階では出せていないため、事務局にて継続的に調査

3 その他

・ 議会改革の会議録を全議員対象にポスティングすることを確認。

・ 議会改革検討協議会の先進市視察について
日帰りでの視察。

委員) 大阪府議会の高校出前講座について視察してはどうか。

委員長) 主権者教育も重要であり、今後、泉大津高校にも出向いていく必要があると考える。

委員) 大阪府議会は中学生議会も実施している。

委員長) 大東市、住民参加 51 位、全体で 45 位、大阪府では 3 位、具体的なテーマはもちえていないが今後調査する。

・ 広報・広聴委員会について

委員長) 議運に提案をしている。

次回開催：

6月27日(水) 13:30～